24 日 獣 発 第 110 号
平 成 24 年 7 月 17 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　　山　根　義　久
（公印及び契印の押印は省略）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の取扱いの一部変更について

このことについて、平成 24 年 7 月 5 日付け 24 消安発 1771 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）により、ペットフード原料用の食用脂肪由来の肉粉等については、「食用脂肪を原料とする食用の油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉」について、製造、輸入及び工場からの出荷を認めていたところですが、今般、食用以外の油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉についても、原料供給契約の締結や原料収集先の調査により、食用脂肪のみを原料として専門の製造工程で製造されることが確実に担保される場合に限り、ペットフード原料として利用できることとし、通知を別添のとおり改正した旨、了知の上、本会会員に周知を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当 笹川
TEL　03－3475－1601

写

２４消安第１７７１号
平成２４年７月５日

公益社団法人日本獣医師会会長　殿

農林水産省 消費・安全局長

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の
一部改正について

ペットフード原料用の食用脂肪由来の肉粉等については、「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成１３年１１月１日付け１３生畜第４１０４号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）により、「食用脂肪を原料とする食用の油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉」について、製造、輸入及び工場からの出荷を認めていたところです。

今般、食用以外の油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉についても、原料供給契約の締結や原料収集先の調査により、食用脂肪のみを原料として、専門の製造工程で製造されることが確実に担保される場合に限り、ペットフード原料として利用できることとしました。

ついては、本通知を別紙のとおり改正したので、御了知の上、貴会傘下の会員に対して周知をお願いします。

公益社団法人日本獣医師会
受付
24.7.-9
第193号

（別紙）

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成１３年１１月１日付け１３生畜第４１０４号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

改　正　後	現　　行
（別紙１） ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について １　　［略］ ２　一時停止の要請を解除する事項 （１）〔略〕 （２）（２）ペットフード原料用の豚・馬、家きん及び海産哺乳動物（鯨及びイルカをいう。以下同じ。）のみに由来する肉骨粉等（以下「ペットフード用肉骨粉等」という。）並びにと畜場法（昭和２８年法律第１１４号）第１４条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成２年法律第７０条）第１５条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の肉から採取した脂肪（以下「食用脂肪」という。）を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉（以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。）の製造、輸入及び工場からの出荷 （３）〔略〕 ３～６　〔略〕 ７　契約の締結を要する原料収集先の調査について 食用脂肪由来の肉粉等（別添２の（１）のアに基づき、原料収集先と契約を締結している場合に限る。）につき製造業者から４の（１）並びに６の（１）及び（２）の申請又は変更の届出（原料収集先の変更の届出に限る。）をセンターが受理したときは、当該申	（別紙１） ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について １　　［略］ ２　一時停止の要請を解除する事項 （１）〔略〕 （２）ペットフード原料用の豚・馬、家きん及び海産哺乳動物（鯨及びイルカをいう。以下同じ。）のみに由来する肉骨粉等（以下「ペットフード用肉骨粉等」という。）並びにと畜場法（昭和２８年法律第１１４号）第１４条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成２年法律第７０条）第１５条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の肉から採取した脂肪（以下「食用脂肪」という。）を原料とする油脂のうち食用に供するものの製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉（以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。）の製造、輸入及び工場からの出荷 （３）〔略〕 ３～６　〔略〕

請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副１部）を送付するものとする。当該地方農政局は、原則として、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等、別添２に掲げる基準に照らし調査を行い、センターに報告するものとする。

８　製造設備の故障等についての対応

〔略〕

９　その他

〔略〕

別添１　〔略〕

別添２

食用脂肪由来の肉粉等の製造基準

（１）収集先の基準

ア　食用脂肪

と畜場、食鳥処理場、食肉加工場又は販売店（以下別添２において「と畜場等」という。）から収集すること。

食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）は、この項並びに次の①及び②を内容とする契約を締結したと畜場等から収集すること。

①　と畜場等は、契約を締結した食用脂肪由来の肉粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。

②　と畜場等は、①の確認のために農林水産省の職員又はセ

７　製造設備の故障等についての対応

〔略〕

８　その他

〔略〕

別添１　〔略〕

別添２

食用脂肪由来の肉粉等の製造基準

（１）収集先の基準

ア　食用脂肪

と畜場、食鳥処理場、食肉加工場又は販売店（以下別添２において「と畜場等」という。）から収集すること。

ンターの職員が当該製造業者に同行できることを認め、当該契約内容が食用脂肪の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。	
なお、と畜場等から収集する原料は、と畜場法第１４条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第１５条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の食用の肉から採取した脂肪であり、食用に適さない組織の混入のないことを目視により確認したものに限る。	なお、と畜場等から収集する原料は、と畜場法第１４条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第１５条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の食用の肉から採取した脂肪であり、食用に適さない組織の混入のないことを目視により確認したものに限る。
また、食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）の出荷に当たっては、別記様式第９号により原料供給管理票が発行されること。	
イ　〔略〕	イ　〔略〕
（２）原料輸送の基準	（２）原料輸送の基準
ア　〔略〕	ア　〔略〕
イ　原料供給管理票	
（１）アの食用脂肪から食用脂肪由来の肉粉等を製造する業者は、原料供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと（食用油脂の製造に供するものを除く。）。また、原料供給管理票により遅滞なく原料の内容、数量等を確認すること。	
ウ　肉粉等供給管理票	イ　肉粉等供給管理票
〔略〕	〔略〕
エ　受入記録	ウ　受入記録
受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録及び原料供給管理票については、８年間保存すること。	受入に当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録については、８年間保存すること。
（３）・（４）〔略〕	（３）・（４）〔略〕
（５）製品輸送における基準	（５）製品輸送における基準
ア　〔略〕	ア　〔略〕
イ　肉粉等供給管理票	イ　肉粉等供給管理票

食用脂肪由来の肉粉等の輸送に当たっては、別記様式１０号による肉粉等供給管理票を作成し、当該肉粉等の容器に添付すること。当該肉粉等が最終荷受者に到達したら遅滞なく最終荷受者から肉粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受者に確実に到着したことを確認するとともに、回付された肉粉等供給管理票を８年間保存すること。

別添３・別添４〔略〕

別記様式第１－１号

製造基準適合確認申請書

年　月　日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長　殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印（※注１）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成１３年１１月１日付け１３生畜第４１０４号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙１の４の（１）の規定に基づき、下記の製造事業場が

（ペットフード肉骨粉等の製造基準
食用脂肪由来の肉粉等の製造基準
肉骨粉等を含むペットフードの製造基準）

に適合していることの確認を求めます。

記

１　事業場の名称
２　事業場の所在地
３　原料収集先の一覧表（別記）　（※注２）

食用脂肪由来の肉粉等の輸送に当たっては、別記様式９号による肉粉等供給管理票を作成し、当該肉粉等の容器に添付すること。当該肉粉等が最終荷受者に到達したら遅滞なく最終荷受者から肉粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受者に確実に到着したことを確認するとともに、回付された肉粉等供給管理票を８年間保存すること。

別添３・別添４〔略〕

別記様式第１－１号

製造基準適合確認申請書

年　月　日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長　殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印（※注）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成１３年１１月１日付け１３生畜第４１０４号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙１の４の（１）の規定に基づき、下記の製造事業場が

（ペットフード肉骨粉等の製造基準
食用脂肪由来の肉粉等の製造基準
肉骨粉等を含むペットフードの製造基準）

に適合していることの確認を求めます。

記

１　事業場の名称
２　事業場の所在地

備考　：　製造工程の図面を添付すること。
※注１：氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。
２：食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者の場合に記載する。原料収集先と締結した契約書の写しを添付し、申請書は正副２部提出すること。

別記様式第１－２号　〔略〕
別記様式第２－１号

〔略〕

備考：　確認の有効期間は、確認日から３年間（食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者にあっては１年間）とする。なお、確認内容の変更が行われた場合にあっては、当該変更確認日から３年間（食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者にあっては１年間）とする。
※注１：〔略〕
２：〔略〕
別記様式第２－２号　〔略〕
別記様式第３－１号・別記様式第３－２号　〔略〕
別記様式第４号～別記様式第８号　〔略〕

別記様式第９号

原料供給管理票

備考：　製造工程の図面を添付すること。
※注：　氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

別記様式第１－２号　〔略〕
別記様式第２－１号

〔略〕

備　考：　確認の有効期間は、確認日から３年間とする。なお、確認内容の変更が行われた場合にあっては、当該変更確認日から３年間とする。

※注１：〔略〕
２：〔略〕
別記様式第２－２号　〔略〕
別記様式第３－１号・別記様式第３－２号　〔略〕
別記様式第４号～別記様式第８号　〔略〕

原料供給業者の 氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 ○○ミートセンター 東京都千代田区霞が関 ○丁目○番○号
製造事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する原料の種類	食用脂肪（牛・豚）
出荷年月日	平成２４年７月○○日
出荷数量	５０ｋｇ×２個 計　１００ｋｇ

別記様式第１０号
〔略〕

別記様式第９号
〔略〕